

(写)

資料 1

新 清 審 第 2 号
令和 4 年 10 月 24 日

新潟市長 中原 八一 様

新潟市清掃審議会
会長 西條 和佳子



ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料の見直しについて (答申)

令和 4 年 8 月 9 日付け、新循推第 451 号により諮問のありました標記の件について、慎重に審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

ごみを処理施設に搬入した場合の処理手数料については、据え置きと認める。

処理手数料

家庭系廃棄物：10 キログラムまでごとに 60 円

事業系廃棄物：10 キログラムまでごとに 130 円

ただし、当該処理手数料の料金体系については、将来的には、見直しが必要である。